船橋市

木造住宅除却助成事業

のご案内

船橋市では、住宅倒壊による被害を未然に防ぐため、昭和５６年５月以前に建築された木造住宅の除却工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

船橋市 建設局 建築部 建築指導課

1　助成金はいくらもらえるの？

除却工事費の　23%　（上限 20 万円）を助成します。

※　住宅の除却に要する費用を対象としており、外構等は対象外となります。

2　どんな木造住宅が助成の対象になるの？

昭和 56 年 5 月以前に建築された 2 階建て以下の木造住宅です。

※　建築基準法等に違反している住宅は対象外です。
※　過去に耐震改修の助成を受けている住宅は対象外です。
※　在来軸組工法で建築した一戸建てまたは併用住宅（住居部分が延べ面積の 1/2 以上）が対象です。
　　枠組壁工法（2×4 工法）や丸太組構法等は対象になりません。

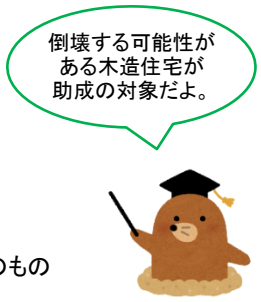

耐震診断の結果、倒壊する可能性がある木造住宅です。

※　耐震診断者による耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のもの
　　又は、
　　耐震診断調査票により、一見して倒壊の危険性があると判断できるもの若しくは壁の割合が 0.8 未満のもの

3　どんな人が助成を受けられるの？

助成の対象となる木造住宅を所有しており、市税の滞納がない方です。

※　所有者が複数いる場合は、所有者全員から除却実施についての同意が必要です。
※　販売目的又は、法人の方は対象外です。

4　除却工事は誰がやってもいいの？

市内に本店、支店または営業所等を開設し、

建設業の許可
建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律の解体工事業者の登録
のいずれかを受けている者です。

5 手続きの流れは？

次の図をご覧ください。

※ 契約は、交付決定通知後に締結してください。交付決定前に工事の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できません。

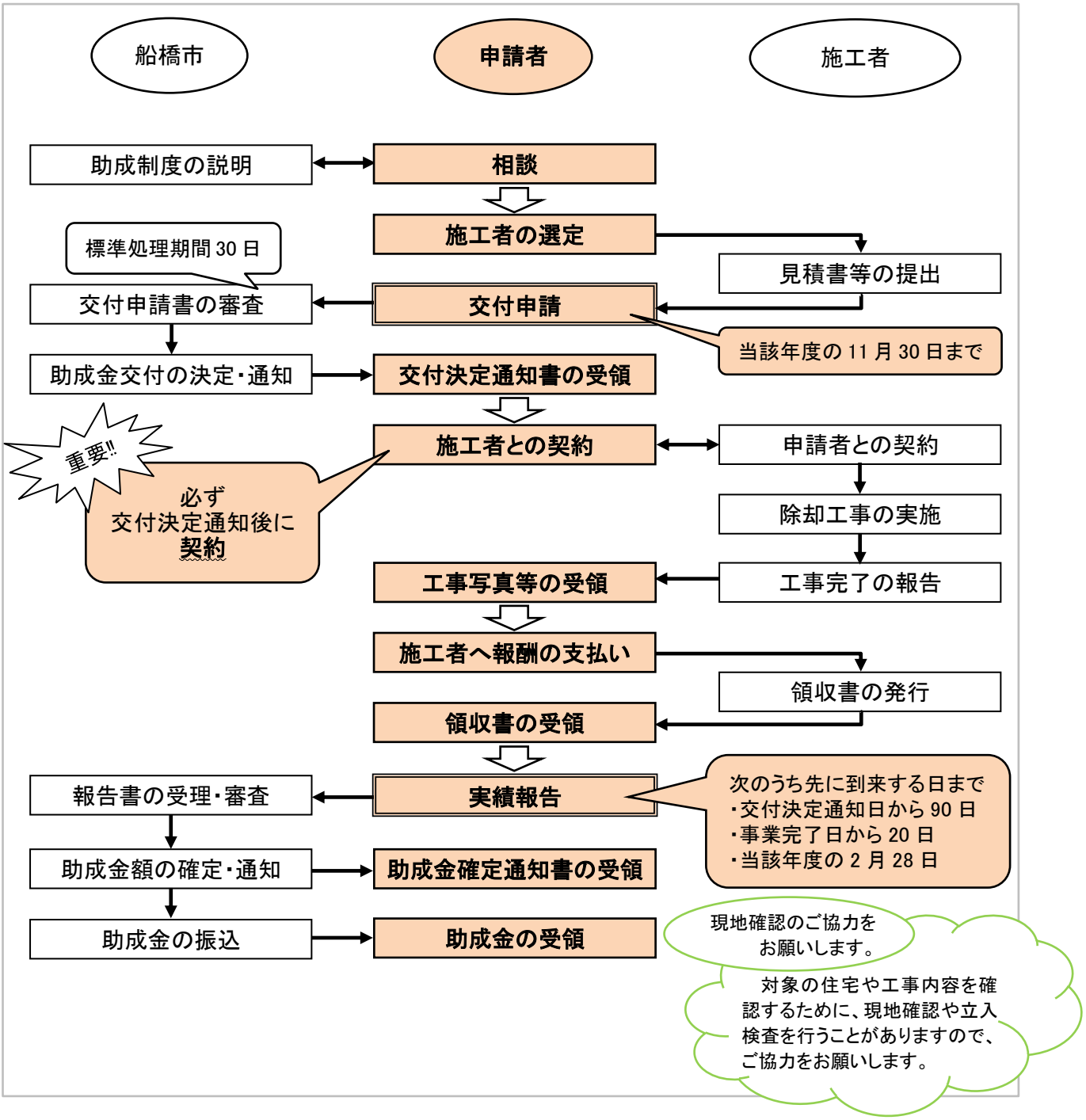

手続き時の提出書類

助成金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出してください。

時期		提出書類
交付申請時	①	交付申請書（第 1 号様式）
	②	住宅の登記事項証明書（申請日から3か月以内のもの）
	③	住宅の耐震診断結果報告書または耐震診断調査票
	④	住宅の図面及び外観写真
	⑤	除却工事の見積書（写し可）
	⑥	施工者が市内に本店、支店または営業所等を開設している者であることを証する書類等
	⑦	施工者の建設業の許可書、又は解体工事業の通知書の写し
	⑧	市税を滞納していないことを証する書類（市税納付確認書（市指定書式））
	⑨	所有者が複数いる住宅である場合は、除却の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
実績報告時	①	実績報告書（第 6 号様式）
	②	住宅を全て除却した状況が確認できる写真
	③	除却工事の契約書の写し
	④	除却工事の領収書の写し

※　申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状が必要となります。
※　要件等を確認するために、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

申請方法の詳細や不明な点がある方は、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】　船橋市役所　建設局建築部建築指導課　耐震係

電話番号　047-436-2632

ホームページ　https://www.city.funabashi.lg.jp　（以下コードからもご覧頂けます）

※ホームページから様式のダウンロードも出来ますのでご利用ください。

（令和 7 年 4 月発行）